

(条例参考資料)

使用料・手数料の一斉見直し

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（第 117 号議案）関係

1. 概要

第 2 期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、物価の上昇等を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 見直しの対象等

(1) 見直しの対象

県が条例、規則等で定める使用料・手数料のうち、以下を除くもの

- ・ 政令等で単価が設定されているもの（高校授業料、運転免許手数料等）
- ・ 地価のみを積算根拠としているもの（道路占用料、河川占用料等）

(2) 見直しの方法

ア 原則

現行の単価の根拠となっている積算を直近の実績に基づき置き換えて再積算。その結果、5%を超える変動があれば、改定を実施

イ 例外

指定管理施設の使用料（観覧料、ホール・会議室使用料等）については、近隣の類似施設等を参考に単価設定していることから、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて設定した共通の改定率（+10%）等に基づき積算

ウ 上限

急激な値上げによる県民生活への影響に配慮し、積算額が現行単価の 1.5 倍を超えるものは、1.5 倍を上限に設定

3. 見直し結果

(1) 改定等を行った項目の件数

2,193 件（うち改定：2,123 件、廃止：57 件、新設：13 件）

※ 主な項目については別紙参照

(2) 影響額（概算）

124 百万円（指定管理者の料金収入を含む。）

(3) 見直し時期

令和 7 年 9 月議会において関係条例の改正案を提案。併せて関係規則等を改正し、原則として令和 8 年 4 月 1 日から新料金を適用

(別紙) 主な見直し項目

1. 使用料・手数料の額の見直し

(1) 指定管理施設の使用料※

施設名	項 目	改定前	改定後
しまね海洋館アクアス	入館料 (大人)	1,560 円	1,710 円
	入館料 (小中高)	510 円	560 円
美術館、石見美術館	常設展 (大人)	300 円	400 円
	常設展 (大学生)	200 円	260 円
古代出雲歴史博物館	常設展 (大人)	620 円	680 円
	常設展 (小中高)	200 円	220 円
県民会館	大ホール (平日 9:00～12:00)	32,850 円	36,130 円
	大会議室 (9:00～12:00)	9,200 円	10,120 円
産業交流会館	大展示場 (全面、平日 9:00～12:00)	238,980 円	262,870 円
武道館	第一道場 (アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合) 9:00～17:00 1 時間ごと	1,600 円	1,760 円
体育館	アリーナ使用料 (アマチュアスポーツ入場料不徴収の場合) 1 時間ごと	3,360 円	3,690 円

※ 利用料金制度を導入している施設の料金については、条例で定める金額の±20%の範囲内で指定管理者が定めるため、実際の料金とは異なる場合がある。

(2) 試験研究機関の分析手数料・使用料

施設名	項 目	改定前	改定後
農業技術センター	[手数料] 土壌分析 水素イオン濃度、電気伝導度又は水分 (1 試料 1 項目につき)	1,220 円	1,310 円
家畜保健衛生所	[手数料] 血清学的検査 (牛伝染性リンパ腫抗体検査) (1 試料につき)	910 円	1,360 円
産業技術センター	[使用料] ナノ粒子合成システム (1 時間につき)	4,820 円	5,170 円

(3) その他の手数料

項 目	改定前	改定後
免税軽油使用者証交付手数料	420 円	630 円
飲食店営業許可申請手数料	17,000 円	18,000 円
漁業権免許申請手数料	3,700 円	4,090 円
建築確認申請手数料 (床面積の合計 200 m ² 超～300 m ² 以内)	26,900 円	28,900 円
各種証明書交付手数料 (県立高校、高等看護学院、高等技術校、農林大学校)	500 円	550 円
道路使用許可手数料	2,250 円	2,400 円

2. その他一斉見直しに伴って行う項目の廃止及び新設

(1) 利用見込みのない機器や事務に係る使用料・手数料の廃止 57 件

(産業技術センターや中山間地域研究センターの分析手数料・使用料、県HPで登録簿を閲覧可能としたことに伴う閲覧手数料の廃止など)

(2) 設備の整備や事務の追加による項目の新設 13 件

(県立プール 屋内飛込練習場 (560 円)、公文書の写しの交付 (DVD 媒体 (140 円)) など)